

＝ 講演会のお誘い ＝

宮城女性九条の会 第38回憲法講座

「九条に自衛隊を書き込む」ってどういうこと？

憲法に「自衛隊」が明記されると、これまでと何がどうかわるのでしょうか。

しかし、国民には何の判断材料も示されていません。それどころか安倍首相は「今までと何も変わらない」と言います。

変わらないなら、なぜ憲法を変えるのか？ 疑問はますますふくらみます。

有権者は判断に必要な情報がほしいのです。自衛隊のイラク派兵や南スーダン PKO 派遣の違憲訴訟にかかわられた小野寺弁護士が私たちの疑問に教えてください。

お問い合わせしておかけください。

講師 小野寺義象氏（弁護士）

とき 2018年3月18(日)13:10～13:30 DVD「九条って何？」の鑑賞
13:30～15:30 講演

ところ 太白区中央市民センター3F 大会議室

交通案内 地下鉄長町駅ビル3F会議室（なお、市民センターに駐車場はありません）

参加費 300円

《講師プロフィール》

1955年	宮城県気仙沼市で生まれる 早稲田大学法学部を卒業
1988年	弁護士として仕事を始める
現在	日弁連憲法問題対策本部委員 宮城憲法会議幹事長 など
九条関連事件	南スーダン PKO 派遣違憲訴訟 自衛隊の国民監視差止訴訟 イラクへの自衛隊派兵違憲訴訟 など

主催 宮城女性九条の会

（仙台市青葉区上杉2-1-10 仙台YWCA会館内）

連絡先 090-5832-6836

022-241-0429